

◎新潟県告示第371号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和8年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 田中 秀樹）

2 研修及び講習の種類、日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、受講方法（受講場所）及び受講対象

	開催年月日	受講方法 (受講場所)	受講対象
研 修	令和8年5月1日（金）～	オンデマンド方式 (自宅等におけるオン デマンド受講)	クリーニング所の業務に従事するクリーニン グ師
講 習	令和9年3月31日（水）		クリーニング所の業務に従事する者

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

3 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円